

離婚届

令和元年8月10日届出

大使館
総領事殿受理 平成 年 月 日
第 号送付 平成 年 月 日
第 号

公館印

書類調査 戸籍記載 記載調査 調査票 附 票 住民票 通知

(よみかた)	夫 やまだ たろう 氏 名	妻 やまだ かづ子 氏 名
名	山田 太郎	山田 和子
日	昭和45年2月3日	昭和45年9月5日
所	オーストラリア連邦クイーンズランド州ブリスベン市 3スプリングパース通り5番地 世帯主の氏名 山田太郎	オーストラリア連邦クイーンズランド州ゴールドコースト市 バウムツリー通り59番地 世帯主の氏名 山田和子
籍	東京都千代田区平河町一丁目4番地 筆頭者の氏名 山田太郎 (□夫の国籍 □妻の国籍)	
(2) (夫または妻が外国人のときはその国籍)	父の氏名 山田 太一 母 邦子	妻の父 木村 忠治 母 春子
父の氏名 父母との続柄 (他の養父母は その他の欄に 書いてください)	夫の父 山田 太一 母 邦子	妻の父 木村 忠治 母 春子
(3) 離婚の種別	☐ 協議離婚 ☐ 調停	☐ 審判 年 月 日確定 ☒ 判決 令和元年 5月 20日確定
(4) 婚姻前の氏にもどる者の本籍	☐ 夫は ☐ もとの戸籍にもどる ☒ 妻は ☒ 新しい戸籍をつくる	
(5) 未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 判決や特別な協議がない限り記入不要	
(6) 同居の期間	平成25年3月から 平成29年4月まで (同居を始めたとき)	
(7) 別居する前の住所	オーストラリア連邦クイーンズランド州ゴールドコースト市バウムツリー通り59番地	
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と	☐ 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☒ 3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6.仕事をしている者のいない世帯	
(9) 夫妻の職業	(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業	
(10) その他	令和元年5月20日クイーンズランド州ブリスベンのオーストラリア連邦巡回区及び家庭裁判所に離婚確定。同判決謄本添付。	
届出人印	夫 山田太郎 (印)	妻 (印)

事件簿番号

日中連絡の出来る電話番号

印鑑又は右手親指の押印

(届出人の連絡先及び電話番号 0755 123 456, 0405 123 456)

ご住所のSuburb(郊外)がどのRegional Councilに所属しているか確認し、そのCouncilの市又は郡と置換えてSuburbの前に記入して下さい。

例: Gold Coast City Council
→ ゴールドコースト市
Tweed Shire Council
→ ツweed郡

捨印

印鑑又は
右手親指
の押印